

写

鎌個審議第21号

平成10年9月1日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会長 金子正史

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

平成10年8月20日付け鎌介第16号をもって諮詢のありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第4号に規定する本人以外のものからの収集制限及び第12条第1項に規定する電子計算機による個人情報の処理については、諮詢の内容を適当なものと認めましたので答申します。

条例の運用に当たっては、次の点に留意し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。

1 訒問された事項に該当する事案については、今後、本審議会への諮詢を要しないものであるが、詰問された事項への該当について判断のつきがたい事案は、本審議会に意見を求めるなど慎重な対応に心掛けること。

2 今回の電子計算機による個人情報の処理は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）の施行に当たり、全国規模の作業として、対象者の資格管理を初め保険料納付記録等幅広い個人情報処理を行うものである。

電子計算機による処理は、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態で処理されることから、その取扱いに当たっては、より一層慎重な対応に心掛けること。

1 鎌倉市個人情報保護条例第8条第3項第4号の規定に基づく諮詢事案

番号	事務担当課	事務の名称	収集先	個人の種類	収集する理由
19	介護保険 準備担当	平成10年度高齢者サービス体制整備支援事業事務	現に在宅で保健・医療・福祉サービスを受けている者並びに現に特別養護老人ホーム等施設に入所しサービスを受給している者	対象者100名のうち代理同意をした者	平成12年4月施行の介護保険事業に先立ち、平成10年度に全国的な試行事業を実施することとともに必要な情報の収集をおこなうため。

2 鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく諮詢

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	介護認定審査会資料作成システム	平成10年度高齢者サービス体制整備支援事業にともなう介護認定審査会の資料作成のため、介護サービス調査結果を分析・判定する。	介護保険準備担当	平成10年度
2	介護保険事務処理システム	介護保険事業実施に必要な情報の管理・運用・処理を行う。 (1) 資格記録管理システム (2) 保険料納付記録管理システム (3) 受給者管理システム (4) 給付実績管理システム 等		平成11年度